

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町への移住を促進し定住人口の増加を図るため、みなかみ町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、予算の範囲内においてみなかみ町新幹線通勤費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した者で、転入の日前1年間に於いて町内に住所を有してなかった者（以下「転入者」という。）であり、申請時点において転入日から5年以内かつ町内に住所を有する者
- (2) 申請日において建築基準法（昭和25年法律第201号）その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められる住宅で、次のア又はイのいずれかに該当する住宅に居住していること。
 - ア 交付対象者が専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅であつて床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。）
 - イ 新築され、又は購入され、かつ、補助金の交付を受けようとする者又は同居する配偶者を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅
- (3) 新幹線定期券を購入し、上越新幹線上毛高原駅を利用して通勤している、又は通勤する予定であること。
- (4) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (5) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例（平成24年みなかみ町条例第23号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付の対象となる新幹線定期券等)

第3条 補助金の交付の対象となる新幹線定期券は、前条に規定する交付対象者に該当するに至った日以後に通用期間が始まるものとする。

- 2 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助期間」という。）は、第5条第1項に規定する新規申請に係る新幹線定期券の通用期間の初日から3年とする。ただし、申請日の属する年度より前に通用期間が開始している場合は、申請日の属する年度の4月1日を補助期間の初日とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、新幹線定期券1月当たりの額から、本町以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券に係るものに限る。）その他これに準ずるものの1月当たりの額を差し引いた額の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に月数を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額の上限額は、次の表のとおりとする。

要件	上限額（月額）
1 次のいずれにも該当している場合 (1) 交付対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満又は中学生以下の子供を養育している。 (2) 第2条第5号イに該当する住宅に居住している。	3万円
2 次のいずれかに該当している場合 (1) 交付対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満又は中学生以下の子供を養育している。 (2) 第2条第5号イに該当する住宅に居住している。	2万円
3 第2条第5号アに該当する住居に居住している場合	1万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、みなかみ町新幹線通勤費補助金交付申請書（様式第1号）に申請の回数に応じ次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の除票又は戸籍の附票その他第2条第1号に規定する転入の日前1年以内に本町に住所を有してなかったことを証明する書類（補助期間内の1回目の申請（以下「新規申請」という。）に限る。）
- (2) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第2号）（同一年度内の1回目の申請に限る。）
- (3) 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し（新規申請に限る。）
- (4) 新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、購入した新幹線定期券の通用期間（当該通用期間を超えて新幹線定期券を利用する場合にあっては、その利用する予定の期間を含めることができるものとする。）ごとに行うものとする。ただし、一の年度に申請できる期間（以下「申請期間」という。）の終期は当該年度の末日とし、同日後の通用期間に対する補助金は翌年度において申請するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、その結果をみなかみ町新幹線通勤費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請期間終了後2週間以内に、みなかみ町新幹線通勤費補助金実績報告書（様式第4号）に当該申請期間に係る第5条第1項第4号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みなかみ町新幹線通勤費補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、10日以内にみなかみ町新幹線通勤費補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、みなかみ町新幹線通勤費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定後の申請期間中に町外に転出した場合
- (3) 補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合
- (4) 交付決定の際に付した条件に違反した場合
- (5) その他規則及びこの要綱の規定に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、みなかみ町新幹線通勤費補助金返還命令書（様式第8号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付申請書

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、この申請に基づく交付の可否の決定に当たり、私及び世帯員に町税の滞納がないことの確認その他の確認について、関係部署へ照会することに同意します。

転入年月日	年 月 日	
利用区間	上毛高原駅から 駅まで	
申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (終期は最長当該年度の3月31日まで)	
新幹線定期券の購入額	円 / 月 ① ※ 新幹線定期券の額から当該区間の普通定期券の額を差し引いた額	
新幹線に係る通勤手当等支給額	円 / 月 ②	
補助金交付申請額	$(\text{①} \text{ 円} - \text{②} \text{ 円}) \times 2 / 3 = \text{③} \text{ 円}$ $\text{③} \text{ 円} \times \text{月} = \text{④} \text{ 円}$ (1000円未満切捨て)	
添付書類	新規申請	<input type="checkbox"/> 住民票の除票又は戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し
	各年度の1回目の申請	<input type="checkbox"/> 就労及び通勤手当等支給額証明書
	毎 回	<input type="checkbox"/> 新幹線定期券の写し等

様式第2号（第5条関係）

就労及び通勤手当等支給額証明書

1 就労状況について

雇用者名			
勤務先	(通常勤務する場所)		
	住所	電話番号	
	事業所名		
就労年月日	年 月 日 から 年 月 日まで (終期がある場合)		
就労日数	月平均 約 日	就労時間	時 分から
			時 分まで

2 通勤方法について

通勤経路（バス停、駅名）	
～ ～	
通勤経路のうち新幹線を利用する区間（駅名）	
～ ～	
新幹線利用に係る手当支給 有り・無し	
上記の手当支給が有りの場合の額（1か月当たり）	円

上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

社印

担当者名

電話番号

〔雇用主の方へ〕

この証明書は、みなかみ町新幹線通勤費補助金の自己負担額を確認するために必要となる書類です。万が一訂正箇所がある場合、社印等により訂正して下さるようお願いいたします。なお、記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますのであらかじめ御了承ください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったみなかみ町新幹線通勤費補助金について、下記のとおり決定（却下）しましたので、みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

利用区間	上毛高原駅 ～ 駅
交付決定期間	年 月 ～ 年 月
交付決定額	円
交付条件	までに様式第4号により実績報告及び様式第6号により請求を行うこと。

(却下の場合)

却下の理由	
-------	--

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

みなかみ町長 様

補助対象者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

みなかみ町新幹線通勤費補助金実績報告書

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告いたします。

申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (終期は最長当該年度の3月31日まで)	
申請期間内に 購入した新幹 線定期券	利用区間	上毛高原駅から 駅まで
	通用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
		年 月 日 ~ 年 月 日
補助金 請求額	_____ 円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 申請期間に係る全ての新幹線定期券の写し等	

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみなかみ町新幹線通勤費補助金について、下記のとおりその額を確定しましたので、みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額
- 2 交付決定額

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

請求者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付請求書

年 月 日付第 号で補助金確定通知のあった補助金について、みなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

【振込先】

金融機関名			支店名					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町新幹線通勤費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみなかみ町新幹線通勤費補助金について、
下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので、みなかみ町新幹線通勤費補助金交
付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取消日 年 月 日
- 2 取消理由
- 3 交付決定期間 年 月 ～ 年 月
- 4 交付決定した
補助金の額 円

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町新幹線通勤費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定したみなかみ町新幹線通勤費補助金について、
下記のとおり返還されるようみなかみ町新幹線通勤費補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 返還金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由